実践 PL 法〔第２版〕

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 編
2015 年 9 月発売／266 頁／本体 2400 円＋税
A5 判／並製

学習　実務　学部　LS　法曹

編集担当者から

こんにゃく入りゼリーを食べたことはありますか？　パッケージに書かれている「お願い」の文字を読んだことはありますか？　椅子が壊れてケガをしてしまったニュース，覚えていますか？　このような「製造物」による事故の被害者を救済し，消費者の安全を守るために 20 年前に施行されたのが「製造物責任法（PL 法＝Product Liability Act）」です。みなさんも「民法の特別法」として名前をきいたことがあるかもしれません。

本書には，消費者のたたかいの歴史（はじめに），民法の特別法たる所以（第 1 部），弁護士として相談を受けたときの対処のしかた（第 2 部），といった内容がコンパクトに詰め込まれています。第 3 部では，PL 法事例をカード形式で紹介しています。データベースで読める判例だけでなく，和解事例も含まれており，こうした様々な事例からも PL 法がとても身近な法であることがわかります。

ちなみに，表紙の絵は実際に使用されている警告用図記号ですが，実は PL 法とはあまり関係ないものも含まれています。安全のための図記号の意味も，この際調べてみるとおもしろいかも。（AO）

Point!

P　条文と実務と事例がすべてわかる！

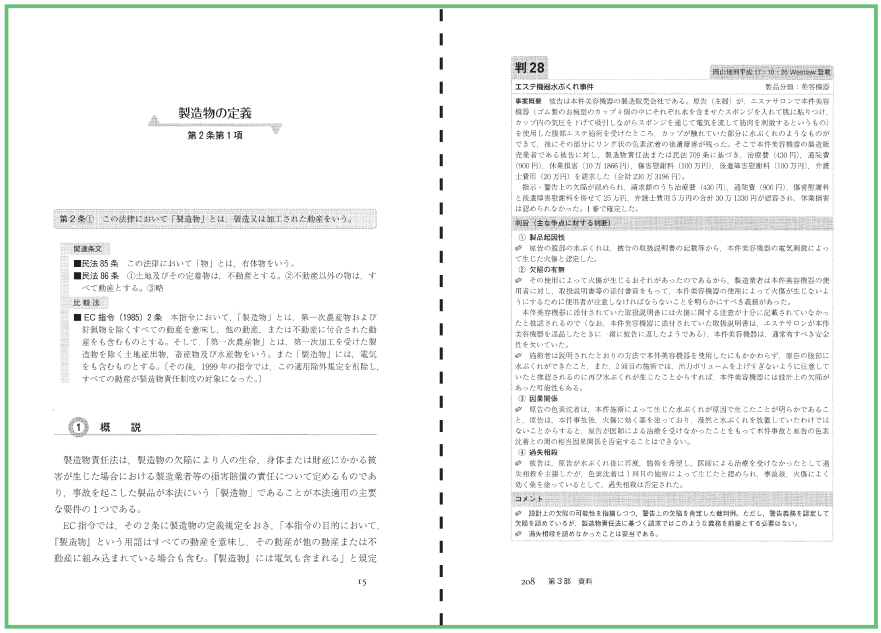

製造物の定義
第２条第１項

第２条①　この法律において「製造物」とは，製造又は加工された動産をいう。

関連条文
■民法 85 条　この法律において「物」とは，有体物をいう。
■民法 86 条　①土地及びその定着物は，不動産とする。②不動産以外の物は，すべて動産とする。③略

比較法
■ EC 指令（1985）２条　本指令において，「製造物」とは，第一次農産物および狩猟物を除くすべての動産を意味し，他の動産，または不動産に付合された動産をも含むものとする。そして，「第一次農産物」とは，第一次加工を受けた製造物を除く土地産出物，畜産物及び水産物をいう。また「製造物」には，電気をも含むものとする。（その後，1999 年の指令では，この適用除外規定を削除し，すべての動産が製造物責任制度の対象になった。）

① 概　説

製造物責任法は，製造物の欠陥により人の生命，身体または財産にかかる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めるものであり，事故を起こした製品が本法にいう「製造物」であることが本法適用の主要な要件の１つである。

EC 指令では，その２条に製造物の定義規定をおき，「本指令の目的において，『製造物』という用語はすべての動産を意味し，その動産が他の動産または不動産に組み込まれている場合も含む。『製造物』には電気も含まれる」と規定

15

判 28　岡山地判平成 17・10・26 Westlaw 登載

エステ機器水ぶくれ事件　製品分類：美容機器

事案概要　被告は本件美容機器の製造販売会社である。原告（主婦）が，エステサロンで本件美容機器（ゴム製のお椀型のカップ４個の中にそれぞれ水を含ませたスポンジを入れて肌に貼りつけ，カップ内の気圧を下げて吸引しながらスポンジを通じて電気を流して筋肉を刺激するというもの）を使用した後顔にエステ治療を受けたところ，カップが触れていた部分に水ぶくれのようなものができて，後にその部分にリング状の色素沈着の後遺障害が残った。そこで本件美容機器の製造販売業者である被告に対し，製造物責任法または民法 709 条に基づき，治療費（430 円），通院費（900 円），休業損害（10 万 1866 円），傷害慰謝料（100 万円），後遺障害慰謝料（100 万円），弁護士費用（20 万円）を請求した（合計 230 万 3196 円）。

争点：電気上の欠陥が認められ，薬害都のうち治療費（430 円），通院費（900 円），傷害慰謝料と後遺障害慰謝料を併せて 35 万円，弁護士費用５万円の合計 30 万 1330 円が認容され，休業損害は認められなかった。１審で確定した。

判旨（主な争点に対する判断）

① 製品起因性
原告の腹部の水ぶくれは，被告の取扱説明書の記載等から，本件美容機器の電気刺激によって生じた火傷と認定した。

② 欠陥の有無
その使用によって火傷が生じるおそれがあったのであるから，製造業者は本件美容機器の使用者に対し，取扱説明書等の添付書面をもって，本件美容機器の使用によって火傷が生じないように手段として使用者が注意しなければならないことを明らかにすべき義務があった。
本件美容機器に添付されていた取扱説明書には火傷に関する注意が十分に記載されていなかったと推認されるので（なお，本件美容機器に添付されていた取扱説明書は，エステサロンが本作美容機器を活品したとうに「縛に被告に渡したようである），本件美容機器は，通常有すべき安全性を欠いていた。
施術者は説明されたとおりの方法で本件美容機器を使用したにもかかわらず，原告の腹部に水ぶくれができたこと，また，２回目の施術では，出力がボリュームを上げ下げするようにに注意していたと推認されるのに再び水ぶくれが生じたことからすれば，本件美容機器には欠陥があった可能性もある。

③ 因果関係
原告の色素沈着は，本件施術によって生じた水ぶくれが原因で生じたことが明らかであること，原告は，本件事故後，火傷に効く薬を塗っており，後然と水ぶくれを放置していたわけではないことからすると，原告が医師による治療を受けなかったことをもって本件事故と原告の色素沈着との間の相当因果関係を否定することはできない。

④ 過失相殺
被告は，原告がぶくれ後に再度，施術を希望し，医師による治療を受けなかったとして過失相殺を主張したが，色素沈着は１回目の施術によって生じたと認められ，事故後，火傷に効く薬を塗っているとして，過失相殺は否定された。

コメント
設計上の欠陥の可能性を指摘しつつ，警告上の欠陥を肯定した裁判例。ただし，警告義務を認定して欠陥を認めているが，製造物責任法に基づく請求ではこのような義務を前提とする必要はない。
過失相殺を認めなかったことは妥当である。

208　第３部　資料